

美郷町ふるさと納税関連業務委託プロポーザル募集要項

第1 趣旨

この要項は「美郷町ふるさと納税関連業務委託」について、最適な事業者の選定を価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、提案力等の点から選定を行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

第2 業務の内容

- (1) 業務名
美郷町ふるさと納税関連業務委託
- (2) 事業内容
「美郷町ふるさと納税関連業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和6年3月31日までの間
※選定結果通知後、契約締結日までは業務開始に向けた準備期間とする。なお、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。
- (4) 委託料の提案限度額
 - ①委託料は、町が受領した寄附金額の2.5%以下（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の額とする。
 - ②令和5年度のさとふる寄附金額は3億円を想定している。

第3 プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に事務所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申し立てをされた者で同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを

含む。以下同じ。) がなされている者(同法に基づき更生手続き開始の申し立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更正認可の決定を受けている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- (5) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 個人情報保護のために必要な措置((プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの))等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等を講じていること。

第4 提出資料について(企画提案書以外)

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書

② 「美郷町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱」にある指名競争入札参加資格審査の申請時に必要とされる書類一式。ただし、令和5年度指名競争入札資格審査申請書類をすでに提出している場合は不用。

- ・営業に関し法律上必要とする登録の証明書
- ・営業経歴書
- ・定款(法人の場合に限る。)
- ・直近2ヶ年分の決算報告書
- ・前事業年度の国税、県税及び町税(美郷町に所在のない法人は不用)の納税を証する書面
- ・その他町長が必要と認める書類

③ 見積書(任意様式)

(2) 受付期間

令和5年3月27日(月)～令和5年4月7日(金)の17時まで必着

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

美郷町役場政策推進室へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は「簡易書留」に限る。

(5) 提出先

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地
美郷町役場 政策推進室 産業創出担当 担当 甲斐 宛

(6) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

第5 スケジュール

実施内容	日時
公募開始	令和5年3月27日（月）
入札参加資格申請書類の受付	令和5年3月27日（月）～4月7日（金）
募集要項等に対する質問受付期限	令和5年4月10日（月）12時迄
質問に対する回答期限	令和5年4月14日（金）
企画提案書提出期限	令和5年4月21日（金）17時迄
プレゼンテーション	令和5年4月25日（火）※午後の予定
審査結果通知	令和5年4月27日（木）

第6 募集要項等に関する質問受付

- 受付期間：令和5年3月27日（月）～令和5年4月10日（月）の12時迄
- 提出方法：質問書（任意様式）を下記アドレスまでファイルを添付し提出すること。その他の方法による質問には回答しない。
送付先電子メールアドレス：kifu@town.miyazaki-misato.lg.jp
電子メールの件名に「【質問】美郷町ふるさと納税関連業務委託」を記載。
※提出後に必ず確認の電話をすること。（政策推進室 甲斐まで）
- 質問への回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものを除き、応募した全社に電子メールで回答する。

第7 企画提案書の提出

- 提出書類
 - ①企画提案書（任意様式）
 - ②業務実施体制（任意様式）
 - ③会社概要（任意様式）提出期限
令和5年4月21日（金）17時迄必着
- 提出部数
正本1部、副本5部

(3) 提出方法

美郷町役場政策推進室へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は「簡易書留」に限る。

また、提出の際は、提出書類を綴じたうえ提出すること。

(4) 提出先 第4の(5)に同じ

(5) 企画提案書の作成方法

企画提案書は、以下の内容について記載すること。

各社の提案は、1社1案とする。

① 業務の実施方針

・仕様書に記載された業務を実施するための方針を記載すること。

・目標とする寄附金額を記載すること。

※なお、評価に当たっては、提案内容やその実現可能性などを総合的に評価するため、提示した目標金額が高額であるからといって、自動的に高得点が得られるというものではない。

② 実施に向けた具体的な取組内容

「①業務の実施方針」で示した方針を実現するために行う具体的な取組内容について詳細に提案すること。

なお、具体的な取組内容の提案として、現状で掲載されている美郷町返礼品について、実際のイメージを提出すること。

提案する返礼品は1品で、さとふるページの修正イメージを提案すること。

返礼品は任意とする。

③ その他提案

仕様書に記載されていない内容で、その他提案があれば記載すること。

第8 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 審査員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 受託者選定終了迄に他提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出は出来ない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書作成、提出等参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(別途町負担である旨記載があるものは除く。)

第9 選定及び提案評価に係る事項

(1) 評価方法

提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、受託候補者を選定する。

(2) 審査会

①開催日時 令和5年4月25日(火)午後 ※時間については別途通知

②開催場所 美郷町役場 会議室4(2階政策推進室横)

③企画提案の所要時間(予定)

プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 10分程度

④注意事項

- ・各参加者の開始時間は、後日通知する。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとする。
- ・プロジェクター/スクリーンはこちらで準備したものを使用すること。
- ・プレゼンテーション参加者は他の企画提案を傍聴することは出来ない。
- ・指定時間に遅れた場合は参加を認めない。

(3) 評価項目及び評価内容

別表「美郷町ふるさと納税関連業務委託 評価基準」のとおり

(4) 受託候補者の選定

①美郷町は、基準点を満たしており、かつ、各審査員の合計点数が最も高いものを受託候補者として選定する。

②合計点数が同じである者が複数いる場合は、審査会の協議によって決める。

提案者が1者のみの場合にあっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を受託候補者として選定する。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は選定後、すべての提案事業者に書面で通知する。

第10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と美郷町の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) その他

受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次受託候補者については審査会での評価を踏まえ、審査会で協議の上決定する。

第11 問い合わせ先及び書類提出先

〒883-1101 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地
美郷町役場 政策推進室 産業創出担当 担当 甲斐 宛
TEL : 0982-66-3605
メール : kifu@town.miyazaki-misato.lg.jp

公募型プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

美郷町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで公告のあった、下記の業務に係るプロポーザル方式による提案書の募集について参加したいので、本書及び下記の添付書類を添えて申請します。

なお、本書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
- 2 添付書類